

# 広報 なぎじん

No. 119

1985年10月

村章

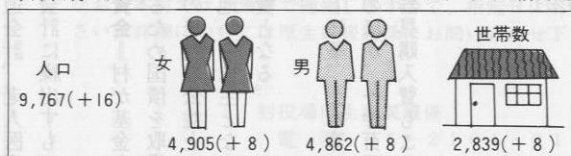
(毎月1日発行)



### ▲渡海の浜 (字古宇利)

渡海の浜は、古宇利島の裏に位置する。島影にかくれてひっそりとした浜には誰もいない。「ハマスーキ」の白い小さな花が咲いている。陸からわずかに離れたリーフはゆったりと波打つ音が静かである。此ここに来ると、時間がゆっくり動いているような感じがする。

今帰仁村の人口 昭和60年8月31日現在( )内は前月比



- 二 わかりやすい財政用語の基礎知識  
わがむらの国民体育大会  
あなたも国体に参加を  
祝敬老 長寿を祝い  
敬愛の思想を普及しよう。
- 三 畜産意欲の向上をねらう  
第十五回村畜産共進会
- 四 あなたが守り、あなたが育てる  
国民健康保険
- 五 村少年の主張大会・優秀賞  
夢にむかって
- 六 国民年金に任意加入されている皆様へ  
第三号被保険者の届出のお願い  
活躍する崎山青年会  
本土交流の接点として
- 七 十一 “あなたは、守っていますか”  
道路交通法の一部が変わります。

今月の主な内容

# わかりやすい

## 財政用語の基礎知識

九月三日から九月十一日まで  
の七日間、村では昭和五十九年  
度の「決算審査」が田場盛善、  
川上正一両監査委員によって行  
なわれました。

これは、昭和五十九年度中の  
会計全般について、帳簿に誤り  
や、会計上の不正がないかを調  
査し、これを防止するために実  
施されるものです。

ところで、ここまでの書出して  
「監査員による：審査」少し不  
思議に思われた方がおられると  
思います。役場の中ではこのよ  
うに専門用語が多く使われ、何  
を話しているのか分りにくいと  
言われることがあります。

そこで、今回は役場の中でよ  
く使われる言葉、その中から、  
財政関係でよく用いられている  
用語を昭和五十九年度決算書の  
中から「性質別経費」(支出の  
持つ経済的性質)に分類して、  
グラフに表わし、そこで使われ  
ている意味をできるだけわかり  
やすく説明を加えて、実例を挙  
げながら述べてみたいと思いま  
す。

なお監査委員の業務で前記の

「決算審査」のほか「出納検査」  
「定期監査」などがあるが、地  
方自治法の中の呼び方であって  
その内容においては、変わらな  
いと考えられています。



人件費 職員、議員、監査委員、  
農業委員、教育委員等に支払わ  
れる報酬、給料、手当のほか共  
済費等の一定の勤務に対する対  
価として、支払われる経費を人  
件費としております。

物件費 不動産または不動産の所  
有権もしくは、使用に伴う経費  
のほか、電気、ガス、水道等の  
無形物のすべての経費で予算上  
は、賃金、旅費、備品費、需要  
費、役務費、使用料等が含まれ  
ます。

維持補修費 村が管理する公共  
施設等(建物や道路)の効用を  
管理するための経費。

扶助費 〓これは社会保障制度の  
一環として支出される経費であ  
り、現金だけでなく物品に対す

場合もある、したがって、老  
人医療費や、保育所費の置かれ  
ている民生費、就学奨励費補助  
金の置かれている教育費等に計  
上されることが多い。

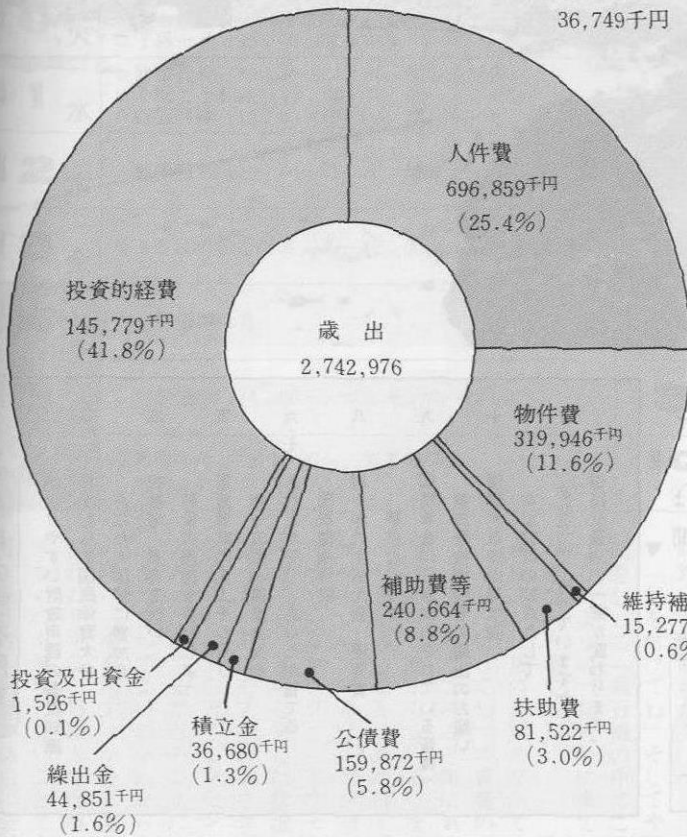
補助費等 〓通常の補助金のほか  
多項目に分かれる経費で、建物  
自動車等の保険料、消防、清掃

組合の負担金、国や県に対する  
村の税金等もここに分岐される。  
公債費 〓これは一般に交際費と  
混同して解釈される場合が多く  
みられるが、この公債費は村が  
借り入れを行なった地方債に対  
する元金、利息等であり、地方  
交付税の中で元利償還金を算入  
されるものも含まれる。  
積立金 〓将来における財政の健  
全な運営に資するため積立られ  
る経費。

繰出金 〓水道会計、老人医療会  
計等の他の会計に繰出すもの。  
投資及び出資金 〓村が基金を有  
利に運用するため国債を取得し  
又は、地域の発展と公益上の必  
要性等の見地から株主となる場  
合もこの経費となる。  
投資的経費 〓建築、土木等に使  
われる経費のほか、一件百万円  
以上の機械器具購入費もここに  
分岐される。

### 昭和59年度一般会計決算状況

歳入 2,779,725千円  
歳出 2,742,976千円  
歳入歳出差引額 36,749千円



＊わが村の国民体育大会＊

# あなたも国体に参加を

国民の間にスポーツを普及させ、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚し、国民の健康増進と体力向上を図り、あわせて地域産業の振興、文化の向上など広い分野にわたって寄与してきた国民体育大会は、昭和二十一年に京都府を中心に第一回大

会が開催されて以来国民的一大祭典となつてまいりました。国体は、単に競技力の向上にとらわれるのではなく、スポーツの範囲を拡大し、国民総スポーツの実をあげることにその意義があると思ひます。

## あなたも国体へ参加

近年、村民の間に健康に対する関心が高まり、子ども、婦人、高齢者、身体障害者等幅広い層にわたり、スポーツに親しむ気運が高まってきたことは本当に喜ばしいことでもあります。



私達は、国体の準備を進める中で、競技力の向上を図るとともに、村民スポーツの生活化を一層促進させる必要があります。

またどのような催しにも裏方さんが居るように、運動場に出て競技をする選手と、その競技を成功させるため、運動場の整備はもとより、村内の美化、村外選手の宿泊等たくさんの人々の協力が必要になります。一方国体は、村づくりの過程でもあります。すなわち「自然と緑と花のある環境づくり運動」

## 「親切運動」村

をきれいにする運動「秩序を守る平和な村づくり運動」といった快適な生活環境づくりのひとつにもなります。

## 近づく四十二回国体

昭和六十二年に本村で開催されることが決つた。第四十二回国民体育大会の成功は、村民の一人／＼が、来村する選手役員等をあたたかく迎え、国体終了のちも全国に「今帰仁村の人情の豊かさ」を心に残し、全国各地との間にいつまでも絶えることのない「友情の絆」を結ぶように、村民の総力を結集し国体成功に向けて、広く村民の理解と協力を得ながら、準備の万全を図りたいものです。地域において、今から出来る

こと、競技開催中にやらなければならぬ等を分別し、それらに各人が積極的に関心を持ち、自らに参加し「村の国民体育大会」として、楽しく運営をしていきたいものです。



▲写真は、毎日放課後の練習をかかさぬ今帰仁中学校ホッケー部選手の方々

### 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う請求手続について

1. 支給対象者は昭和60年4月1日において同一の戦没者につき公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいないもので、次に該当する者
  - (1) 一・二・三回特別弔慰金のいずれかを受給した者。
  - (2) 昭和60年4月1日までに弔慰金を受給した者。
  - (3) 満州事変・日華事変間の戦没者の遺族で公務扶助料・遺族年金等を昭和60年3月31日までに失権した者。
  - (4) 陸海軍部内の判任文官等の遺族で、公務扶助料等を昭和60年3月31日までに失権した者。
2. 受付期間 昭和60年10月1日～昭和63年6月13日
3. 受付場所 居住地の市町村役場援護事務担当課
4. 請求手続に必要な書類
 

(1) 請求書・現況申立書・同意書	} 受付窓口に備えてあります
(2) 印鑑等届出書	
(3) 除籍謄本又は原戸籍謄本	
(4) 請求者の戸籍抄本（配偶者請求の場合は世帯全員の住民票の写し）	
- (5) 年金等失権の事実を証明する戸（除）籍抄本又は住民票の写し
- (6) その他

なお、本村では、葉書で通知しますので、指定日において下さい。詳細については厚生課援護係にお問い合わせ下さい。

村役場厚生課援護係  
電話 56-2101・2102

# 祝 敬 老

## 長寿を祝い

### 敬愛の思想を普及しよう

村主催による、恒例の「敬老会」は今年も九月十七日午後二時から村コミュニティセンターホールで行なわれ、約六百人のお年寄と来賓多数が出席して盛大に和やかに開催されました。

まず、主催者を代表して松田村長は「敬老の日は多年にわたり社会に貢献をしてきたお年寄を敬愛し、長寿を祝い、国民のすべてが老人福祉についての関心と理解を深め、みんなが協力をし合って、平和な家庭、明るい社会建設を呼びかけよう」とあいさつ。

次いで、玉城村議会議長、宮城北部福祉事務所所長、我喜屋県議会議員らが

祝辞を述べた。また感謝のことばとして、兼次小学校五年生の嘉数久乃さんは、お年寄に対する思いをこめて「村内のおじいさん、おばあさん、どうか体を大事にしていただき、つまでも長生きして下さい」と



話し、その可愛らしい話しぶりに場内の拍手を受けました。その後、上原正雄民謡グループによる、黒潮太鼓、獅子舞い等の余興があり、会を盛り上げました。

なお村では敬老の日にちなみ今年百一歳で村内最長寿の玉元カナさん(字崎山)を初め、百歳を迎えた嘉陽マツさん(字呉我山)のほか、カジマヤ(白寿)の六人、トーカー(米寿)を迎えた二十四人(男九人、女十五人)の方々に記念品を贈り長寿をお祝いにすることになっています。

昭和六十年七月末日における村内の六十五歳以上の人口は、千五百七十九人(男五百九十六人、女九百八十三人)総人口に占める割合は十六・一九%に達しており、老人問題は村内だけにとどまらず、国家的な行政課題になっていくといえよう。

▲写真は、今年百歳を迎え、松田村長から記念品を贈られる嘉陽マツさん(字呉我山)

## 私のおばあさん

兼次小学校5年  
嘉数久乃



私の家には、九十一歳になる明治生まれのおばあさんがいます。去年の事です。おばあさんが、突然入院したのです。かぜをこじらせ肺炎と診断されて、一日おくれると大変だったとお医者さんに言われたときは、とてもびっくりしたものです。あれから、もう一年たとうとしています。お医者さんの治療と、母やおばあさんの看病のおかげで、今はすっかり元気に入院した頃は毎日が心配でし

私退院後の十二月二十八日は、九十一歳の誕生日を無事に、むかえることが出来ました。その日は、母が手作りのデコレーションケーキを作って、家族でパーティーを開いてあげました。おばあさんは、目に涙をうかべて「ありがとう」と、とても喜んで下さいました。「ウーリー、ヤーネーティ、スコテーヌパーティー」と言っていたので私が「オウ」と答えると「アイ、シラヤー、ミジラサ

た。「おはーたいじょうおかねえー」と母に聞くと、「心配しないで、大きな病院だから、おばーもすぐよくなるよ」と言っていたことが本当になって、皆んなで大喜びをしたものです。いよいよ退院の日です。家の門の方で皆んなでむかえました。父の車が着きました。まさ子おばあさんに、かかえられながらおばあさんが、車からゆつくりおりてきました。おばあさんは「ヤー、イーナムルーミューヌバーンアイテーサヤー」と私たちの手を一人一人にぎって涙をながし、頭をなでました。いちばん下の弟が「オパー、ナーチブルノーティマシナツタンナー」とおばあさんの手をにぎって、はずかしそうに言ったので、おもわず、皆んなで大笑いになりました。

# 畜産意欲の向上をねらう 第十五回 村畜産共進会

第十五回今帰仁村畜産共進会が、九月十二日村家畜市場に畜産農家を中心に関係者多数が参加してにぎやかに行なわれまし  
た。共進会は、優良家畜の普及と飼育技術の向上をめざして、  
例年行なわれているものですが各部門において、伊波寛脩（北  
部家畜保健所長）審査委員長を中心に厳正な審査が行なわれま  
した。

各部門別の入賞者は次のとおりであるが、その中で松本政雄

さん（字謝名一五八）飼育の肉牛に今帰仁村長賞、当間正安さん（字与那嶺六三）の肉用牛（未經産第一類）に県農林水産部長

部賞、玉城信雄さん（字平敷五六三）の肉用牛（未經産第二類）に県畜産会長賞、具志忠二郎さん（字渡喜仁一〇九六）の種豚（未經産第三類）に群農業共済組会長賞が授与されました。

## 肉用牛（子牛去勢）

優等——与那嶺繁正（渡喜仁）

一等一席——糸洲光男（玉城）  
二等二席——松田平徳（仲宗根）

## 肉用牛（子牛雌）

優等——内間真昭（与那嶺）

一等一席——謝花喜幸（渡喜仁）  
二等二席——湧川 登（勢理各）

## 肉用牛（未經産第一類）

優等——当間正安（与那嶺）

一等一席——伊集方伸（平敷）  
二等二席——糸洲光男（玉城）

## 肉用牛（未經産第二類）

優等——大城喜英（平敷）

一等一席——仲里双徳（平敷）  
二等二席——仲松栄一（湧川）

## 肉用牛（経産第一類）

優等——当間正安（与那嶺）

一等一席——松田則明（仲宗根）  
二等二席——松田平徳（仲宗根）

## 肉用牛（経産第二類）

優等——玉城信雄（平敷）

一等一席——我那覇隆儀（謝名）  
二等二席——糸洲光男（玉城）

## 肉牛

優等——松本政雄（謝名）

一等一席——嘉数安喜（今泊）  
二等二席——大城幸治（今泊）

## 乳用牛（経産）

優等——金城良仁（謝名）

一等一席——松 清嗣（謝名）  
二等二席——大城克彦（今泊）

## 種豚（未經産第一類）

優等——該当無

一等一席——喜屋武勇（渡喜仁）  
二等二席——喜屋武良正（渡喜仁）

## 種豚（未經産第二類）

優等——喜屋武勇（渡喜仁）

一等一席——津波古充弘（湧川）  
二等二席——津波古充嗣（湧川）

## 種豚（経産一・二類）

優等——津波古充嗣（湧川）

一等一席——田港朝明（湧川）  
二等二席——大城義雄（崎山）

## 種豚（経産第三類）

優等——具志忠次郎（渡喜仁）

一等一席——喜屋武勇（渡喜仁）  
二等二席——大城義雄（崎山）

## 種豚（若令第一類）

優等——仲本達美（崎山）

一等一席——田港朝明（湧川）  
二等二席——喜屋武勇（渡喜仁）

## 種豚（若令第二類）

優等——該当無

一等一席——仲本達美（崎山）  
二等二席——該当無

## 種豚（壮令第一類）

優等——田港朝明（湧川）

一等一席——大城義雄（崎山）  
二等二席——我那覇隆秀（仲宗根）

## 種豚（壮令第二類）

優等——我那覇隆秀（仲宗根）

一等一席——津波古充嗣

なお、今回の出展のなかから十月九日、本村家畜市場で開催される、北部地区畜産共進会に出展されることになりました。

ヌー」と、手のひらにキーキをのせて、めずらしがっていました。自分の誕生日をみんなに祝ってもらったおばあさんは、とても満足そうでした。

私の父は、おばあさんの一番末っ子に生まれました。とても気がやさしく親思いです。

母と力を合せて、おばあさんのせわを、いっしょけんめいやっています。

母は、おばあさんが元気のない時は、おふるへ入れてあげます。元気な時は、「ワン、ドウチ、アミールサ」と言っていて、おふるへ一人が入ります。

また、のりつけをしたせんたく物をたたんだり、かんたんなつくりなども、自分でやりま

す。針に糸を通すのは、私が手伝ってあげます。下着は、ぜつたいに人に洗わせません。母が洗うからと言っても「ドウヌ、ミーヌクルサルマールーヤ、テイン、ピサル、エーカチ、ドウーチヌーサヨ」と言っていて聞

きません。体を動かすことが、健康に一番いいからだそうです。そんなとき母は、おばあさんが言うようにさせてやります。

私は、自分がおばあさんになった時を想像して、九十一歳になっても、身の回りの事が出来るかなあと考えることもあります。

私の家のとなりには、一人ぼ

つちでくらししている八十五歳になるおばあさんがいます。

私のおばあさんと同じようにとても、心のやさしいおばあさんで、自分の事よりも、人の事をするのがとてもすきのように

す。私の弟や妹が、けんかをして泣いていると「ヒトシーチエミーウリ、クワーシホートウ」と言っていて、おこずかいを下さる

のです。母が時々食べ物をもつていってさしあげると「ワラビムチヌナー、ヤーガルチムグルセル、アリガトウヤー」と言

って、うやうやしくお礼を言っていて喜んでいます。

「トシユイヤハナシルクワツチーヤル」と言っていて、二人で毎日のように、楽しそうにおしゃべりをしています。

私は、二人のやさしいおばあさんたちが大きいです。

お年よりがいると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があ

たたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があ

たたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があたたかくなると、家庭があ



# 国民年金に任意加入されている皆様へ 第三号被保険者の届出のお願い

あなたが加入されている国民年金は、昭和61年から改正されます。今回の改正で厚生年金または船員保険の加入者である夫に扶養されている妻は、国民年金の保険料を納めなくても老齢基礎年金等の年金を受けることができるようになりました。

このような方々を **第三号被保険者** といいます。この取扱いを受けるためには、次のような手続きを要しますので、ご協力ください。

## サラリーマンの奥さんは届出が必要です

### 届出を要する人

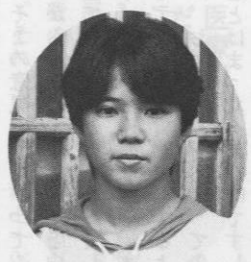
- ◎ あなたの夫が、厚生年金または船員保険の加入者であること。
  - ◎ あなたの夫が、大正10年4月2日以後の生れであること。
  - ◎ あなた自身が、主として夫の収入により生計を維持されていること。  
(具体的には、あなたが健康保険の被扶養者になっている場合をいいます。)
- ※なお、夫が共済組合の年金に加入している場合には、今回の届出は不要です。

### 届出のしかた

- ◎ 上記の方々に、来る10月下旬に、社会保険庁から「国民年金任意加入被扶養者現況届」の用紙が送付されますので、所要事項を記入し、夫の勤務先での事業主の確認を受けたうえ、市町村の国民年金担当窓口にて、昭和60年1月31日までに提出してください。  
(郵送でもかまいません。)
- ◎ なお、夫の勤務先の事業主の確認が受けられない場合には、現況届に健康保険証(船員保険被扶養者証)と夫の年金手帳を添えて市町村窓口にて提出してください。

### その他

- ◎ この届出の手続きを忘れずと、引き続き保険料を納めていただくことになったり、将来年金が受けられなくなったりしますので、くれぐれもご注意ください。
- ◎ この届出に関してわからないことがございましたら、市町村の国民年金担当窓口または、最寄りの社会保険事務所におたずねください。



# 村少年の主張大会・優秀賞 夢にむかって

湧川中学校三年

玉城 貴子

「将来、あなたはどんな職業につきたいですか?」と問われても、これまでの私は、スチューデント、保母とか、いろいろなものに憧られてばかりで、自信を持って答えることができませんでした。

しかし、今、私は自分の生涯の仕事に「看護婦」と決め、それにむかって着実に一歩一歩前進しようとして決意しています。私が看護婦になりたいと心ひそかに決心したのは、祖母の入院がきっかけでした。小学校五年の時に、祖母がゼンソクで入院しました。私は五年生、病院のことは何も知らぬまま、姉と交代で祖母

のつきそいを始めました。初めてのことであり、せきこむ祖母をみてみると、私ほとても心細い思いでいっぱいでした。でも、その不安はすぐどこかへ消しとんでしまいました。看護婦さん達が、こまめにまわってきては手当てをしたり、

いろいろな面倒をみてくれるからです。子ども心にも私は彼女達に感謝し、なんて心優しい人達なんだろうと思いました。つきそいのない寝たきりの病人には、オムツを取りかえたり床ずれを防ぐために右に左に体を動かさせてあげたり、体をふいてやったりしています。

しかし、生き生きとした看護婦さんの表情をみると、小五の私は一人の命をあずかるってことは大変な仕事だが、やりがいのある、とても素晴らしい仕事なんだ」と思うようになったのです。その頃から、私の心の中にばく然と看護婦になりたいという思いがわいてきたのでした。

現在、中学三年という進路の分かれ道に立って、私は改めて自分の心の中をのぞいてみました。もともと看護婦という職業について知りたいという思いがいついっばいで、私は資料をあつめてみました。私は図書館で「看護婦になる

## あなたの体力年令は

村教育委員会、社会教育課では、10月10日の体育の日に壮年体力テストを実施します。これは、壮年期の人々が日常生活の基本となる、体力を把握し健康的な生活に寄与する目的で実施されるものです。ご自分の体力を確認する為にも、ぜひ参加してみてください!!

- 対象 30歳～60歳まで(男女を問わず)
  - 日時 10月10日 午後3時より
  - 場所 村営グラウンド
- ※詳しくは、教育委員会、社会教育課  
TEL 56-2645へ

には」という本を手に入れました。この本には、現役の看護婦さんの経験したこと、悩み、反省などがつづられていました。看護という仕事は、私が考えていた以上につらく、責任感の必要な仕事でした。それだからこそまた、素晴らしいという感慨もひとしおでした。

この本で、私が一番印象に残っている言葉があります。それは、ある看護婦さんの記録でした。「食欲のない患者さんが一口でも多く食事をとってくれた時や、危なかった患者さんが、だんだん回復にむかった時は、本当に自分のことのようにうれしい」と述べていました。

私はこれを読み、他人の喜びを自分の喜びとすることができるとは、なんと素晴らしいことだろう、生きがいのある仕事だろう

かと思いました。普通のサラリーマンが帰宅するころに仕事に出ていくこともあり、病気のために心まで閉ざしてしまふ患者がいたり、さまざまな障害はあると思いますが、生涯を通してやりがいのある職業だと私は思います。

現実をみきわめた上で、ますます私はこの職業にひかれまして。しかし、今の私は、正直いって、他人に同情したり、かわいそうにという気持を持つことはあっても、他人の心の痛みを本当に理解してやれる人間ではありません。看護婦という職業にとって最も大切な「思いやりの心」と「強い精神力」、私はこれから、そういう精神面をきたえながら、自分の夢の実現にむかって、努力をつみ重ねていきたいと思っています。

# 活躍する崎山青年会 本土交流の接点として

今から二十年程も前に村内の各部落には、薪で乾燥する煙草乾燥小屋がおおく作られました。このことは、私達もまだ記憶に新しいことですが、新しい乾燥技術におされ、今では村内の

あちらこちらに放置されて荒廃しているのが現状である。

これらの古い乾燥場を「のっば」と呼ばれた表情を持った「たばこ乾燥小屋」は農村景観に奇妙にとけ込んでいる」と感じ、これを改造して、本村での活動の拠点にしたいと考えた平井秀一氏が友人や大学生等と呼ばびかけ「ロリンズ」の誕生となったものである。

## 崎山のエイサー

平井氏は、本村の基本構想(昭和四十九年)や土地利用計画

写真は挙式を終えたばかりの松岡夫婦(中央)と村上仁賢牧師(左)夫婦(左)



(五十年)第一次産業計画(五十二年)くらしの計画(五十二年)等の作成で本村とのかかわりを深くし、彼の主唱による「ロリンズ」は毎年たくさんの方々の青年や学生達がここを訪れ、崎山の青年会との交流を通して、エイサーの練習の時から青年会員のように、踊りの輪に加わってにぎやかである。

## 星空の下の結婚式

崎山の青年会を始め人々の暖かい人情にふれ「二人が知り合ったロリンズのある本村で結婚式を挙げたい」と京都に住む若いカップルが八月二十八日、兼次教会の村上仁賢牧師の司式で厳粛に行われました。

挙式をしたのは、松岡一久さん(二十五歳)と島恵利子さん(二十六歳)二人は昭和五十七年ロリンズ改造計画に参加し、親しくなり、今回の挙式となったものです。

挙式の申し出を受けた崎山青年会(牧志盛一会長)では朝から会員が総出で設営にあたり、豊年祭に使われる舞台をアサギ広場に組立て、ブタの丸焼、山羊料理と全面的に協力、やがて日が暮れたアサギ広場では、地元崎山青年会員はもとより、本土からきた新郎新婦の友人、両親が二人の門出を祝福しました。

## 崎山にひかれて

「崎山というところは、ほと

んどサケヤマです。毎晩、エイサーの練習だと言っては、青年団が集っては酒をのむんです。僕は毎晩、命がけて参加しました。沖繩にきておどろいたことは、きれいな海。美しい夜空。形のいい松、すばらしい風景です。でももっとおどろいたことは、その自然の中に住んでいる人々です。外見は、コワそうやけど、すごくみんないい人です。通りすがりの旅なら風景しか見えなけれど、今回住んでみて、風土というものを見たような気がします」…これはロリンズに來た人の寄書きです。

ロリンズを中継点とした崎山青年会の交流が、今後ますます発展していくことを、望みたいものです。

## おもいやりの心 が出发点



▶「わかちあう幸一赤い羽根共同募金」のスローガンのもとに今年も10月1日から、赤い羽根共同募金運動が始まります。

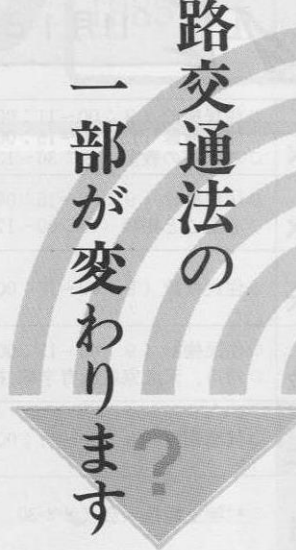
私達の村には、一人暮らし老人や、寝たきり老人、障害を持っているために働くこともできずにいる方々が少なくありません。お互いに助け合う心—これが福祉村づくりの第一歩だと考えます。共同募金運動に参加して、自分たちの住んでいる地域を自分たちで支えていきたいものです。



「あなたは、守っていますか」

# 道路交通法の

## 一部が変わります



道路交通法の一部が改正され、主なものは九月一日以降、段階的に施行されます。

今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すものです。

主な改正点は次のとおりです。

### ●シートベルトの着用が義務付けられました

9月1日施行

すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベルトを着用させてからでないと、車を運転してはいけません。

同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。

### 〈違反した場合の措置〉

高速道路⇨ドライバー本人が着用していない場合に行政処分点数一点。

一般道路⇨今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することとなっています。

### 〈特例〉

次に挙げる人は、着用義務を免除されます。

- ▼ 降り降りのひんばんな郵便集配車などのドライバー
- ▼ 妊娠や負傷している人など、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー
- ▼ 体が非常に大きい、あるいは小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー
- ▼ バックの運転をするときのドライバー

▼その他、パレードなど複数の警察用車輛で護衛等されている車のドライバーや公職選挙法上の選挙用自動車のドライバー（候補者や運動員に限る）などです。なお、助手席同乗者についても、ほぼドライバーの場合に準じて免除が認められます。

### ●空ぶかし等の行為が禁止されます。

9月1日施行

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。

### 〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点

### ●初心者ライダーの二人乗り禁止

9月1日施行

自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーは、二人乗りをしてはいけないことになりました。

昭和五十八年中の二人乗り運転中の死亡事故をみると、約七割が免許取得一年未満の初心者ライダーで占められています。

### 〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点。反則金四千円。罰則三万円以下の罰金。

### 〈原動機付自転車〉

### ●ミニバイクの右折方法が変わります

昭和61年1月1日施行

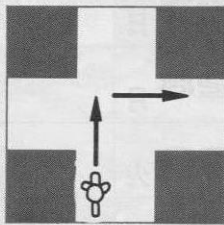
次に挙げる道路では、図のように曲がらなければなりません。①標識で右折方法が指定されている交差点。

②片側三車線以上ある道路で信号機のある交差点（標識等で除外される場合もある）

つまり、まず左端を走り交差点の端を直進し、そこで車体の向きを変え、進む方向の信号に従って直進することになります。

### 〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点。反則金二千円。罰則一万円以下の罰金または料料。



初心者のためのドライバー講習

昭和61年

1月1日施行

免許取得後一年以内

に行政処分

点数の合計が

四点か五点にな

ったドライバー

は、公安委員会

## 青年海外協力隊募集

説明会内容—映画（現地隊員活動記録）  
帰国隊員体験報告

時刻及び会場—

昭和60年11月13日（水）18時～20時  
名護市役所会議室

昭和60年11月15日（金）18時～20時

資格—満20歳～35歳までの日本青年男女

派遣地域—アジア、アフリカ、中近東、

中南米、南太平洋等（29ヶ国、

派遣部門—農林水産、加工、保守操作、

土木建築、保健衛生等（130種）

問合せ先—那覇市泉崎1-2-32

沖縄県、国際交流課

TEL 0988-66-2479

が行う「初心運転者講習」を受けなければならないようになります。

初心者のドライバーは交通社会に慣れていないので、違反をしたり、事故を起こす率が高くなります。そこで、免許停止になる前に、もう一度安全に関する講習を受けてもらおうというものです。

### ヘルメット着用がミニバイクのライダーにも義務付け

昭和61年7月5日施行

ミニバイクを運転する人は必ずヘルメットをかぶらなければなりません。

施行は来年の七月五日からですが、施行前でもヘルメットをかぶり身の安全をはかりましょう。

### 〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点。



10月1日  
11月1日

# 村民カレンダー



10/1 火	○住民検診 (9:00~11:00、玉城公民館) ○住民検診 (13:00~15:00、呉我山公民館) ○ことばの教室 (8:30~12:00、コミセン)	17 木	
2 水	○住民検診 (9:00~15:00、湧川公民館) ○心配ごと相談 (13:00~17:00、コミセン)	18 金	
3 木	○住民検診 (9:00~15:00、天底公民館)	19 土	○健康相談 (9:00~11:00、保健婦室)
4 金	○住民検診 (9:00~15:00、上運天公民館) ○湧川、天底家庭教育学級(視察) 9:00	20 日	○郡陸上競技大会 (名護市営陸上大会)
5 土	○健康相談 (9:00~11:00、保健婦室)	21 月	○定例区長会 (14:00、役場会議室)
6 日	○村陸上競技大会 (8:30、村営グラウンド)	22 火	○ディーケアー (14:00~17:00、コミセン)
7 月	○定例区長会 (14:00、役場会議室) ○住民検診 (10:00~15:00、古宇利環境センター)	23 水	○機能訓練 (13:00~15:00、コミセン) ○心配ごと相談 (13:00~17:00、コミセン) ○ことばの教育相談日 (9:00~12:00、コミセン)
8 火	○住民検診 (9:00~15:00、渡喜仁地域総合施設) ○体育指導委員会 (19:00~、中央公民館)	24 木	
9 水	○住民検診 (9:00~15:00、仲宗根コミセン) ○心配ごと相談 (13:00~17:00、コミセン) ○北部畜産共進会 (9:00~、村家畜市場) ○今小家庭教育学級 (10:00、今婦仁小学校)	25 金	
10 木	○体育の日 ○子豚セリ (13:00、村家畜市場) ○天底小学校運動会 ○壮年体力テスト (15:00~、村営グラウンド)	26 土	○山原の産業まつり (10:00~名護市民会館) ○子豚セリ (13:00~、村家畜市場)
11 金	○1才半検診 (13:00~14:00、コミセン)	27 日	○山原の産業まつり (10:00~名護市民会館) ○老人・婦人スポーツ (9:00、村営グラウンド)
12 土		28 月	
13 日		29 火	
14 月	○3才児検診 (13:00~14:00、役場ホール)	30 水	○心配ごと相談 (13:00~17:00、平敷公民館)
15 火	○DPT予防接種 (13:00~14:00、役場ホール) ○兼小家庭教育学級 (15:00~、兼次小学校)	31 木	
16 水	○心配ごと相談 (13:00~17:00、コミセン) ○肉用牛セリ (12:00~、村家畜市場) ○機能訓練 (13:00~15:00、コミセン)	11/1 金	

■食欲の秋、スポーツの秋等と秋は人間の活動に最適な季節である、村内の各学校でも、日曜日ごとに運動会が行なわれていて、保育所、幼稚園、小学校、ほほえましい子ども達の演技に拍手。

■十月一日は「国勢調査が全国いっせいにこなされます。これは、わが国全体の人口を把握し現在わが国がかかえている人口問題を的確にとらえ、行政に反映させることができます。

調査員が各家庭にお伺いしますので、調査員に御協力をお願いします。

■先月の村民カレンダー欄で、9月31日は10月1日、10月1日は10月2日の誤りでした。

訂正しておわびを申し上げます。

